

# 第三者行為に必要な書類について

## (交通事故以外用)

第三者行為による傷病について健康保険診療を受ける場合は、当組合までご一報ください。（医療機関によっては組合の許可を求められる場合があります。）

また、第三者行為による傷病について、健康保険法に基づく保険診療を受けた場合は、健康保険法施行規則第65条の規定により、被保険者は遅滞なく下記の書類を健康保険組合に届出ることになっています。

負傷から1ヵ月を目途に当組合に提出してください。遅れる場合はご一報ください。提出がない場合、被保険者証の使用が認められないことがありますのでご注意ください。

### 《必要書類》

- ① 第三者の行為による負傷疾病の届（A4サイズ 2枚）
- ② 負傷原因届（A4サイズ 1枚）
- ③ 念書（A4サイズ 1枚）
- ④ 損害賠償金納付確約書（A4サイズ 1枚）

### 《提出先・問い合わせ先》

〒231-0033  
神奈川県横浜市中区長者町3-8-11  
リッシュアヴェニュー横濱関内5階  
神奈川県医療従事者健康保険組合 給付担当

電話 045—641—3400

※お問合せの際は、健康保険証の記号・番号をお知らせください。

神奈川県医療従事者健康保険組合 2019.5

# 損害賠償請求権の代位取得について

第三者の行為（交通事故・飲食店での食中毒など）によるケガ・病気でも健康保険の給付を受けることができます。しかし、第三者行為は加害者（相手方）が支払うべきものを健康保険組合が一旦立替えてることになりますので、健康保険組合は保険給付に要した費用を加害者または保険会社等に請求しなければいけません。

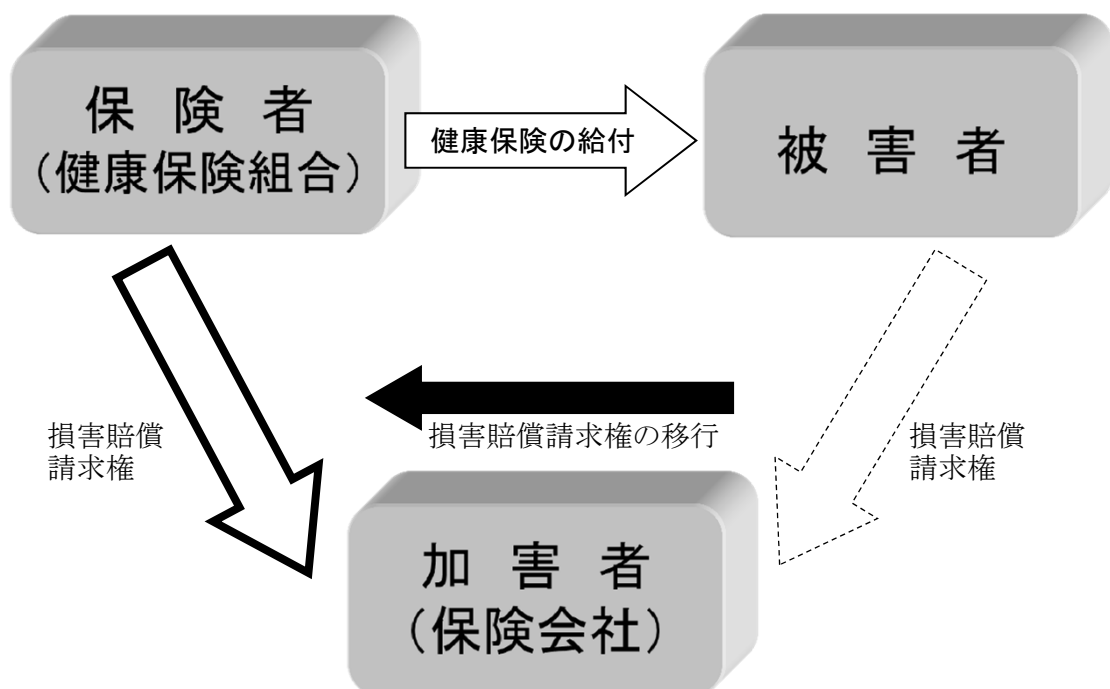
つまり、健康保険の給付が行われると被害者の持っている損害賠償請求権が自動的に健康保険組合に移り、健康保険組合が損害賠償請求をすることになります。

したがって、被害者が健康保険の給付を受けた時は、健康保険組合に連絡せずに加害者から損害賠償金を受け取ることはできなくなります。賠償金を受け取った場合、健康保険組合は被害者に対して受け取った損害賠償金の範囲内で、健康保険の給付金を返納していただくことになります。

## 健康保険法第57条（損害賠償請求権）

「保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。」





治療状況	①	医療機関	名称		入院	年 月 日 ~ 年 月 日
			所在地		通院	年 月 日 ~ 年 月 日
		支払方法	自費・加害者負担・健康保険・その他( )		傷病名	
	②	医療機関	名称		入院	年 月 日 ~ 年 月 日
			所在地		通院	年 月 日 ~ 年 月 日
		支払方法	自費・加害者負担・健康保険・その他( )		傷病名	
	③	医療機関	名称		入院	年 月 日 ~ 年 月 日
			所在地		通院	年 月 日 ~ 年 月 日
		支払方法	自費・加害者負担・健康保険・その他( )		傷病名	
	治癒見込 (治療終了日)	年 月 頃 ・ 不明 ( 年 月 日 終了)		(注) 治療費の支払区分は医療機関に確認して○で囲んでください。 治療が終了しているときは最終受診日を記入してください。		
休業補償	休業(治療)中の休業補償について(該当する記号に○をしてください)					
	ア 加害者(第三者)が負担	イ 職場から支給		ウ 健康保険へ傷病手当金を請求予定		
示談の状況	示談・和解について(該当する記号に○をしてください) ※示談をしている場合は、示談書の写しを添付してください					
	ア 示談が成立 (成立日 年 月 日)					
	イ 示談交渉中 ウ 示談していない (理由: )					
損害賠償の支払状況	加害者(第三者)・損害保険会社からの賠償金の受領		請求中 受けた ・ 受けていない ・ (平成 年 月 日 請求)			
	賠償金を受けた場合	受領日	年 月 日	受領金額	円	( )
			年 月 日		円	( )
			年 月 日		円	( )

○相手方が損害保険や共済等に加入している場合はこちらに記入してください。

保険関係	保険の種類		契約証書番号	
	保険会社名		保険会社所在地	〒 TEL
	保険契約者		住所(所在地)	〒 TEL
	保険契約期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日		



# 念 書

平成・令和 年 月 日に (相手方氏名) の行為

(受診者氏名) の被った保険事故について、健康保険法に

よる保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法

第57条第1項の規定により神奈川県医療従事者健康保険組合が保険給付の価額の限度

において取得行使し、賠償金を受領することに異議のないことを、ここに書面をもって

申し立てます。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

1. 加害者と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
2. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者から金品を受けたときは、受領年月日・内容・金額（評価額）をまれなく、すみやかに届け出ること。

年 月 日

被保険者住所

被保険者氏名

⑩

神奈川県医療従事者健康保険組合 理事長 殿

# 損害賠償金納付確約書

平成・令和 年 月 日に (受診者氏名) \_\_\_\_\_ に傷

負わせましたが、治療に際して神奈川県医療従事者健康保険組合が負担した診療費・

保険給付費等について、神奈川県医療従事者健康保険組合から請求を受けたときは、

私の過失割合の範囲において、すみやかに納付することを確約します。

年 月 日

損害賠償支払義務者(未成年の場合は親権者)

住 所

氏 名

⑩

連絡先  
(電話番号)

連帯保証人(加害者との続柄\_\_\_\_\_)・支払担当保険会社

住所(所在地)

氏 名  
(名称・担当者名)

⑩

連絡先  
(電話番号)

神奈川県医療従事者健康保険組合 理事長 殿